



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年9月1日（金）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
道 路 建 設 課	管 理 調 整 監	田 中 康 宏	内線 4581 直通 058-272-8520 FAX 058-278-2735
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	牛 島 方 子	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

日産工業（株）は、令和元年度に下呂土木事務所発注の「公共 社会資本整備総合交付金（広域連携）黒石3工区 工事」を受注し、（仮称）馬瀬川橋のA1橋台を施工した。

その後、下呂土木事務所発注の「（仮称）馬瀬川橋橋梁上部工工事」の受注者が起工測量を行ったところ、A1橋台が設計基準高よりも41mmから48mm低く施工されており、規格値（±20mm）を満足していないことが判明した。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第1第2号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

日産工業(株)（本店：下呂市）

4 停止期間

令和5年9月2日から12月1日まで（3カ月）

5 参 考

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が**別表第1**又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第1

措 置 要 件	期 間
(粗雑工事) 2 県工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	1カ月以上6カ月以内